

# 令和3年度 端境期等対策産地育成強化推進事業公募要領

(令和3年1月12日付け2農畜機第5258号)

## 1 総則

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が、令和3年度に実施する予定の端境期等対策産地育成強化推進事業（以下「本事業」という。）については、この要領（以下「公募要領」という。）の定めるところにより取組主体候補者の公募を行います。

なお、この公募は、令和3年度に執行する予算案に基づいて行うものであるため、成立予算の内容に応じて、取組主体候補者の決定を行わない、若しくは遅れること又は事業を実施しない、若しくは事業の内容が変更となることがあります。

また、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。）等関係規程の制定又は改正に伴い、事業の内容が変更となることがあります。その場合、取組主体候補者は、改正後の内容について理解のうえ従うことを、応募の条件とします。

## 【事業概要】

### 2 本事業の内容

本事業は、加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜について、国産野菜の輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に答えきれていない時期（端境期）における品目や作型の作付拡大に向けた取組を推進するため、作柄安定技術の導入等により野菜の安定的な生産及び出荷に取り組む取組主体に対し、一定の助成単価により事業対象面積に応じて機構が補助する事業です。

### 3 取組主体

本事業の取組主体は、事業の実施及び会計手続を適切に行い得る体制を有する以下の団体であって、原則として一つの都道府県の区域を越えないこととします。

- (1) 農業協同組合連合会
- (2) 農業協同組合
- (3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）
- (6) 農業者の組織する団体（次の条件を有していること。①代表者の定め、②組織及び運営についての規約の定め、③取組を適確かつ円滑に実施するに足る財産的基礎（150万円以上）。以下同じ。）

ただし、応募者の役員等（役員又は団体である場合は代表者、理事等、その他経

営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)である場合には、取組主体候補者になれません。

#### 4 対象品目及び対象出荷期間

本事業の対象となる野菜の品目(以下「対象品目」という。)は、加工・業務用については、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト、セルリー、にんにく、しょうが、さといも、えんどう、キャベツ(10~11月又は1~5月出荷)、レタス(9~3月出荷)、かぼちゃ(11~6月出荷)、だいこん(4~7月又は10~11月出荷)及びアスパラガス(2~5月又は9~11月出荷)です。

また、生食用については、かぼちゃ(11~6月出荷)、トマト(9~10月出荷)です。

ただし、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、上記以外の品目についても、都道府県当たり1品目を対象品目にすることができます(12の(2)のイの(オ)に該当する品目を対象として応募する場合には、都道府県知事の承認を得て、12及び14に基づき、申請してください。なお、ばれいしょ、かんしょ及び生食用野菜は対象品目として、認められません。)

#### 5 取組期間

本事業の取組期間は、令和3年度から3年間とします。

#### 6 助成単価等

##### (1) 助成単価

本事業の助成単価は、対象品目について、9の対象契約に基づく栽培面積のうち、本事業の対象とする面積(以下「事業対象面積」という。)につき、10アール当たり15万円とします。なお、対象品目において1年に複数回の作付けを行う場合の助成単価は、当該実面積につき10アール当たり15万円とし、複数回の作付けを行う面積の延べ面積による助成単価の算定は行わないものとします。

##### (2) 事業対象面積

事業対象面積は、加工・業務用については10ヘクタール以上50ヘクタール以下、生食用については5ヘクタール以上50ヘクタール以下とします。ただし、対象品目において1年に複数回の作付けを行う場合は、7の(3)の補助要件を満たすこととなった実面積以上50ヘクタール(実面積)以下とします。なお、9の対象契約が面積契約(契約の対象品目について、その栽培面積が契約項目となっているもの。以下同じ。)の場合は当該面積、数量契約(契約の対象品目について、その取引数量が契約項目となっているもの。以下同じ。)の場合は当該契約数量を当該品目の10アール当たりの平均的な収穫量(原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準ずる収穫量とする。)で除して算出した面積又は8に掲げる取組を実施する面積(以下「事業ほ場面積」という。)のいずれか低い方を上限とします。

## 7 補助要件

次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 事業参加農家が、5戸以上であること。(取組主体が法人等の場合、構成員(出資者)5戸以上)
- (2) 事業対象面積が、対象品目の需給の均衡を保ち、かつ、(5)から(7)までに掲げる要件を満たすことが出来る面積であること。
- (3) 面積要件は、加工・業務用については、対象品目ごとに10ヘクタール以上、生食用については5ヘクタール以上であること。(なお、対象品目が1年に複数回作付けを行うものである場合は、当該複数回作付けされるほ場の延べ面積で当該要件を満たすこと。)
- (4) 10の(1)に掲げる目標年度に、事業ほ場における契約取引の全体的出荷量のうち、20%以上を対象出荷期間に出荷すること。
- (5) 8の(1)の生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組を、事業の取組期間中にわたり継続して実施することが確実であること。
- (6) 8の(2)の作柄安定技術の導入のための取組を、事業の取組期間中に計画的に実施することが確実であること。
- (7) 9の対象契約に基づく取引が、10の(1)に掲げる目標年度まで継続的かつ安定的に行われることが見込まれ、かつ、目標年度以降も当該取引関係の継続が見込まれること。
- (8) 10の成果目標を定め、かつ、当該目標の実現が見込まれること。
- (9) 取組主体が、次官通知、公募要領等関係規程並びに機構、野菜価格安定法人(指定野菜価格安定対策事業実施要領(平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める野菜価格安定法人をいう。以下「都道府県法人」という。)その他関係機関からの指示等を遵守することを約していること。
- (10) 都道府県における野菜の生産振興の方針に反していないこと。
- (11) 事業ほ場について、過去に本事業又は本事業と同様の取組をした国等の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっていないこと。

## 8 事業の実施基準

取組主体は、(1)及び(2)に掲げる取組を一体的に実施するものとします。

その際に、出荷前年度に取組を行うことが合理的と認められる場合には、その取組を、当年度に取り組んだものとみなすことができるものとします。

なお、取組主体が複数の組織により構成されている場合は、その全ての組織が連携して、

(1) 及び (2) に掲げる取組を、一体的に実施するものとします。

(1) 生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組

取組主体は、次に掲げる全ての取組について、取組期間中、事業ほ場の全域におい

て取り組む必要があります。

ア 事業ほ場の設定

対象品目の栽培を行う事業ほ場の設定（住所その他の当該ほ場を特定できる情報、栽培品目及び本事業を実施している旨を掲示することをいう。）を行うこととします。

この際、取組主体又はその構成員は、事業ほ場全体について、面積を確認できる書類を整備するものとします。

イ 一定期間の事前契約の締結

9で定める対象契約の締結を、契約の相手方となる実需者等（9の（1）に定める契約の相手方をいう。）に対し出荷を開始する前までに行うこととします。

ウ 新規作型の導入

実需者等ニーズに対応した品種の導入や、出荷期間の拡大に向けた新たな作型の導入など、対象出荷期間への出荷に向けた取組を行うこととします。

エ 生産コストの低減

農業機械の導入など、生産コストの低減や省力化に資する取組を行うこととします。

オ 流通コストの低減

大型コンテナの導入など、流通コストの低減や調製作業の合理化に資する取組を行うこととします。

カ トレーサビリティシステム等の活用

9の対象契約に基づき出荷する対象品目について、取組主体の個々の構成員まで明らかにできる取組を行うこととします。

キ 出荷量の安定に向けた取組

貯蔵庫（予冷库・保冷库等）を利用することにより、出荷量の安定に向けた取組を行うこととします。

（2）作柄安定技術の導入のための取組

取組主体は、次に掲げる対策について、事業の取組期間の1年目にあっては3つ以上、2年目にあっては2つ以上、3年目にあっては1つ以上を、事業ほ場の全域において取り組む必要があります。

a 土層改良・排水対策

天地返し、暗きょ施工等による排水性向上対策など、ほ場条件の改善に有効な対策を行うこととします。

b 病虫害防除・連作障害回避対策

土壌消毒など、病虫害防除や生育初期の生育促進等に有効な対策を行うこととします。

c 地温安定・保水・風害対策

不織布の敷設など、高温・低温、干ばつ、風害等の被害抑制等に有効な対策を行うこととします。

d 土壌改良資材施用

土壌の排水性や保水性の回復など、出荷量回復・安定等に有効な資材の施用を行うこととします。

## 9 対象契約

(1) 対象契約の相手方は、次に掲げる者としてします。

① 加工・業務用

ア 対象品目を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者

イ 対象品目を調理して提供し、又は販売することを業とする者

ウ 対象品目を取組主体から買い受け又は委託を受けて、ア又はイに定める者に販売する者

② 生食用

ア 対象品目を主に生食用として一般消費者等に販売することを業とする者

イ 対象品目を取組主体から買い受け又は委託を受けて、アに定める者に販売する者

(2) 対象契約は、原則として書面により行い、当該契約書（契約書に準ずるものとして、別紙様式第2号により取組主体及び実需者等が共同で作成する書類（以下「契約内容確認書」という。）を含む。）には、契約年月日を明らかにした上で、次に掲げる全ての事項を定めるものとします。

ア 当該契約の対象となる対象品目（契約により品種が定められている場合は当該品種の名称を含む。）

イ 当該対象品目の供給の期間（以下「契約期間」という。）

ウ 数量契約を行う場合にあつては、契約期間内に取組主体が実需者等に供給しようとする当該対象品目の数量（以下「契約数量」という。）

エ 面積契約を行う場合にあつては、当該面積（以下「契約面積」という。）

オ 当該対象品目の用途

(3) 加工・業務用の場合にあつては、実需者等が（1）の①のウの場合（取組主体自らが対象品目を原料又は材料として使用することにより製造し、又は加工したものを実需者等が買い受ける場合を除く。）の対象契約は、取組主体、（1）の①のウに定める者及び（1）の①のア又はイに定める者の3者により行うものとします。

また、生食用の場合にあつては、実需者等が（1）の②のイの場合の対象契約は、取組主体、（1）の②のイに定める者及び（1）の②のアに定める者の3者により行うものとします。

(4) (2) のウの契約数量又はエの契約面積が過去の実績より大幅に増加している場合にあつては、その理由を明らかにした上で、輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないことを示す書類を作成するものとします（契約内容確認書に当該内容を記載する場合を含む。）。

- (5) 取組主体は、7の(4)の事項について、事前に実需者等と合意のもと契約を締結すること。

## 10 成果目標

### (1) 目標年度

本事業の目標年度は、採択された年度の前年度から起算して3年後とします。

なお、目標年度において9の(2)イに定める対象契約の契約期間が事業実施年度の翌年度までに及ぶ場合は、事業実施年度の3月31日をもって取組が終了したものとみなすことができるものとします。この場合、契約期間終了後速やかに対象契約の履行実績を機構の理事長に報告するものとします。

### (2) 成果目標

取組主体は、対象品目について、次に掲げるア及びイを、本事業の成果目標として設定するものとします。

#### ア 対象出荷期間における出荷割合の確保

目標年度において、事業ほ場における契約取引の全体の出荷量のうち、20%以上を対象出荷期間に出荷すること。

#### イ 対象出荷期間における出荷量の増加

目標年度において、取組主体における契約取引による対象出荷期間の出荷量が、現状に比べて10%以上増加する目標を設定すること。

### (3) 事業評価

取組主体は、目標年度の翌年度に成果報告書を提出するものとし、成果目標の達成状況を踏まえて農林水産省から評価結果が公表されます。

また、成果目標が達成されていないと判断される場合には、改善計画を提出するなど適切な措置を講じていただきます。

## 11 取組主体の責務等

取組主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければなりません。

### (1) 本事業の推進

取組主体は、次官通知、公募要領等関係規程を遵守し、本事業の全般についての責任を持たなければなりません。

取組主体は、8の取組を適切に実施するとともに、取組を実施したことを証する書類を収集・整理・保存(取組期間の最終年度の翌年度から起算して5年間整備保管)し、次官通知に基づく事業実績報告書又は実施状況報告書を機構に提出する際に併せて提出する必要があります。なお、応募時点において既に実施済みの取組がある場合には、取組を適切に実施したことを証する書類が収集されていることが必要になります。

また、交付申請書の提出については、機構が別に定める提出期限までに行う必要があります。

なお、取組主体は、実需者等との契約を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって本事業を行う必要があります、契約取引において不正が認められる場合は補助金を受けることができません。

## (2) フォローアップ

機構は、本事業の実施期間中（事業終了の評価を受けるまでの間）、所期の目的が達成されるよう、取組主体に対し、本事業の実施上必要な指導・助言を行うとともに、本事業の進捗状況について年度途中で調査（現地調査を含む。）を行うことがあります。また、事業の終了後に本事業が適切に行われたかどうかを調査することがあります。

## (3) その他

ア 取組主体は、本事業に係る調査に協力するものとします。

イ その他本事業の円滑な実施のため、機構の指示に従っていただくことがあります。

## 【 手 続 概 要 】

### 1 2 応 募 手 続

#### (1) 公募期間

取組主体候補者の公募の期間は、以下のとおりとします。

- 公募期間：令和3年1月12日（火）から令和3年2月26日（金）正午まで

#### (2) 応募書等の作成・応募

ア 応募書に必要な書類等（以下「応募書等」という。）を作成し、(4)のイに基づき(1)の公募期間内に提出してください。

イ 応募書等は、次の書類によって構成されます。なお、応募書等は、対象品目ごとに作成するものとします。

(ア) 端境期等対策産地育成強化推進事業応募書（別紙様式第1号）

(イ) 事業実施計画（別添）

関係書類として、以下の根拠資料を添付してください。

#### 1 取組主体の概要

- ・ 応募者の規約・定款等
- ・ 応募者の決算書類（直近年のもの。なお、新設組織の場合は不要）

#### 5 目標

- ・ 各指標項目の現状値の根拠
- ・ 各目標の実現性や妥当性等の根拠資料（考え方等）

#### 6 対象契約の計画

- ・ 栽培出荷計画（生育ステージ及び出荷期間が分かるもの）
- ・ 単収の根拠が示せる資料

(別添：8のほ場内容)

・ほ場ごとの農地基本台帳の写し等のほ場確認資料

※応募書に添付できない場合には、採択後速やかに提出して下さい。

(ウ) 端境期等対策産地育成強化推進事業に係る執行体制等について(別紙様式第3号)

※ 参考資料として、応募者の団体概要が確認できる資料、組織及び職員配置表を添付してください。

(エ) 取組主体が、農業者の組織する団体の場合には、代表者又は事業参加農家が、事業を適確かつ円滑に実施するに足りる財産的基礎(150万円以上)を有していることを証する書類(令和2年1月1日以降に作成された財産目録、貸借対照表、収支計算書又は預金通帳の写し等)。

(オ) 端境期等対策産地育成強化推進事業における対象品目の都道府県知事特認について(別紙様式第4号)

本事業の対象となる加工・業務用野菜として、都道府県知事が特に必要と認める対象品目(ばれいしょ、かんしょ及び生食用野菜は対象品目とすることができません。以下「知事特認品目」という。)について応募する場合のみ、必ず提出してください。また、当該書類には、都道府県知事が特に必要と認める根拠を示す、以下の資料を添付してください。

【知事特認品目の妥当性について】

a : 重要性に関する資料として、当該都道府県知事発出の知事特認品目承認通知の写し

(○重要性：当該都道府県の加工・業務用野菜の振興方針等において、知事特認品目が、重要な品目として位置付けられていること。)

b : 有効性に関する資料として、以下の数値のいずれかを満たしていることが確認できる統計資料等

① 当該都道府県において、知事特認品目の近年の作付面積が、年率で10%程度以上増加していること。

② 当該都道府県において、知事特認品目の近年の作付面積の変化率が、全国値より、年間で10ポイント程度以上高いこと。

(○有効性：当該都道府県において、知事特認品目の生産が拡大していること。)

※ なお、作付面積に関する統計資料が存在しない場合は、当該都道府県における知事特認品目の生産量や、加工・業務用への出荷量などにに基づき、生産が拡大していることを示す根拠資料について、予め機構に確認のうえ、提出すること。

また、応募書等の提出にあたり、応募書等チェックリスト(別紙様式第5号。以下「チェックリスト」という。)を作成し、必要事項の記述状況や、必要書類の添付状



況等について、必ず確認のうえ、チェックリストの各添付資料に該当する書類について、それぞれ番号を明示（表紙と付箋の貼付）のうえ、一式提出してください。

(3) 応募に際して必要となる要件

次の要件のいずれかに該当する者は応募することができません。

① 不正行為に対する是正措置等

野菜農業振興事業補助実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第61号）第12の2の規定に基づき、不正行為に対する是正措置等を求めている者

② 本事業における報告書類の作成等、事業を適確に遂行できる能力を有していない者

(4) 応募方法等

ア 提出先・問合せ先

提出先・問合せ先は、原則として、機構の本事業の公募に係るホームページに掲載されている各都道府県法人（ただし、当該都道府県法人において対応がなされていない場合は機構）となります。

なお、応募書等の提出・問合せについては、各組織の業務時間内に限らせていただきます。

イ 応募書等の作成部数と提出部数

(ア) 作成部数： 4式（都道府県向け、都道府県法人向け、機構向け及び自己保存用を作成し、それぞれ個別の封筒に入れてください。）

(イ) 提出部数： 3式（応募者名と対象品目を明示した3式の個別封筒を、“令和3年度端境期等対策産地育成強化推進事業応募書在中”と表に朱書きし、応募者名と対象品目を明示した1つの封筒に同封のうえ、提出してください。）

※ 残り1式は、都道府県法人や機構からの照会対応用として、応募者自身で保存願います。

### 1.3 取組主体候補者の選定

取組主体候補者の選定は、令和3年度に執行する予算の枠の範囲内で次の手続により行います。

(1) 審査の方法及び手順

ア 都道府県法人による応募状況（応募速報）の報告

都道府県法人は、公募総括表（別紙様式第6号）について、所要事項記載のうえ、以下の提出期限までに、電子メールで機構に提出してください。

- 応募速報の提出期限： 令和3年2月26日（金）午後4時まで  
（公募期間終了日）

イ 都道府県法人による確認及び報告（公募総括表 完成版）

(ア) 12の(4)により提出された応募書等のうち、機構保管分については、速やかに機構宛てに送付するとともに、都道府県法人及び都道府県保管分については、

都道府県法人がその内容を確認した上で、応募者が所在する都道府県との協議を行い、14のその他に記載された内容に留意のうえ、7の補助要件を満たすと認めた応募について、チェックリスト、都道府県ポイント等を記載して完成させた公募総括表の完成版を、以下の提出期限までに、電子メールで機構に提出してください。

● 総括表完成版の提出期限：令和3年3月9日（火） 正午まで

（なお、内容に不備があるなどして、資料の追加や更新等が発生した場合には、応募者から3式受領のうえ、うち1式を速やかに機構まで送付してください。また、当該更新資料とともに、応募書等一式については、都道府県及び都道府県法人でそれぞれ保管してください。

※ 応募書等が機構に直接提出されている場合には、機構にて対応します。）

- (イ) 都道府県法人等による応募書等の内容の確認にあたり、必要に応じて、応募者に対し、現地確認やヒアリングを行う場合があります。
- (ウ) 都道府県法人等が、事業実施計画の内容が事業の趣旨に照らして適当でない又は不備があると認めたときは、当該事業実施計画の修正について、応募者に指示を行う場合があります。

ウ 機構による事前審査

提出された応募書等について、応募の要件（事業実施期間、補助要件等）を満たしていないものについては、エの審査の対象から除外します。

エ 審査委員会による審査

- (ア) 機構に設置する本事業に係る取組主体審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、応募書等他関係資料をもとに審査します。また、審査委員会が必要と認めた場合には、応募者から事業実施体制等について、ヒアリングや追加資料の提出等をお願いすることがあります。
- (イ) 審査は非公開で行います。また、審査委員には、委員として入手した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後においても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意をもって管理すること等の秘密保持の遵守が義務付けられます。なお、審査の経過は通知しません。また、委員名及び審査の過程等のお問合せにも応じられませんのでご了承ください。なお、提出された応募書等の審査資料は、返還しませんのでご了承ください。

(2) 審査の観点

審査は、審査委員会において7の補助要件による他、次の観点により行います。

- ア 応募書等に、必要な内容が全て記載されているか。
- イ 事業に遂行可能な人員が、確保されているか。
- ウ 過去3か年に、補助金等の交付決定の取消の原因となる行為がないか。
- エ 知事特認品目に係る応募の場合、12の(2)のイの(オ)の添付資料において、当該品目の重要性や有効性が確認できるか。

(3) 取組主体候補者の決定

審査委員会において、取組主体候補者を選定します。なお、予算枠を上回る応募がある場合には、(別紙) 事業採択上のポイントにより応募案件ごとにポイントを付け、合計ポイントの高い順に優先順位を付けて採択し、最下位で採択される場合には、予算の制約から事業規模が圧縮されることがあります。

審査結果は、理事長に提出され、取組主体候補者を決定します。

#### (4) 審査結果の通知等

審査結果(採択又は不採択)については、取組主体候補者が決定され次第、速やかに、原則として都道府県法人を經由して応募者に対して通知する予定です。

なお、取組主体候補者への通知は、補助金交付の候補となったことを示すものであり、補助金交付は、別途交付申請等の手続を経て、取組主体として正式に決定されることとなります。

また、事業規模が圧縮された候補者については、当該一部採択(事業規模圧縮)に対する承諾又は辞退の意思表示をする必要があります。承諾をする場合には機構に対し承諾書を提出の上、事業実施計画の変更承認申請を行って下さい。(減面積に伴う、対象契約の計画や補助金所要額、各事業取組面積、ほ場内容などの変更)。

また、不採択となった場合であっても、採択された者が事業の実施を辞退した場合の他、予算枠に変動が生じた場合、優先順位に基づき、不採択案件の中から、対応可能な案件を繰り上げて採択することがあります。

## 14 その他

(1) 13の選定過程により、都道府県法人や機構から応募書等の内容確認を求められる場合がありますので、応募書等の提出に先立ち、12の(4)のアの提出先・問合せ先等に、必ず事前に相談し、指示に従ってください(なお、知事特認品目に係る応募の場合においては、必ず事前に都道府県法人に照会のうえ、指示に従ってください)。

また、その際、資料等の追加や差替等の変動が生じた場合は、当該資料の確実な保管・保存をしてください。

(2) 公募に係る書類の提出は、原則として「郵送又はバイク便を含む宅配」とし、やむを得ない場合には「持参」も可能としますが、あらかじめ12の(4)のアの提出先・問合せ先等に相談してください。なお、「ファクシミリ」又は「電子メール」による提出は受け付けません。(提出先によっては、郵送等での提出に追加して電子メール等での提出を求められる場合があります。)

(3) 郵送する場合は、簡易書留を利用してください。また、余裕をもって投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。

(4) 提出期間中に応募書等が到着しなかった場合は、無効となります。また、書類に不備がある場合や、13の選定過程により、都道府県法人や機構から応募書等の内容確認において、疑義が解消しなかった場合等には、審査対象とならない場合がありますので、公募要領他関係規程等を熟読のうえ、注意して記入してください(各様式の(注)に従う他は、申請書類のフォーマットは変更しないでください)。

- (5) 応募書等はパソコンのワープロソフトを用いて作成してください（様式は、機構ホームページからダウンロードできます。また、印字の際は、必ず日本産業規格A4サイズの内紙を使用し、参考資料以外については、必ず片面印刷で作成してください）。
- (6) 応募のために提供いただく個人情報は、適切な管理の下、公募審査のためにのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。

## (別紙) 事業採択上のポイント

事業採択上のポイントは、以下のポイントを合算し、合計ポイントの高い順に、優先順位をつけることを基本とする。

- 合計ポイント = 本事業ポイント + 加算ポイント  
(上限値：59ポイント = 40ポイント + 19ポイント)

なお、合計ポイントが同一の場合には、本事業ポイントの成果目標の目標ポイント  $y_{12}$  の大きさに優先順位をつけ、これでも差がつかない場合には、同様に  $y_{11}$ 、 $y_{21}$ 、 $y_{31}$ 、 $y_{32}$  の順で、優先順位をつける。さらに、これでも差がつかない場合には、事業実施計画の取組内容等をもとに、審査委員会において優先順位を決することとする。

### 【 本事業ポイント 】

- 本事業ポイント = ① ( $y_{11} + y_{12}$ ) + ② ( $y_{21}$ ) + ③ ( $y_{31} + y_{32}$ )

- ① 成果目標ポイント(現況ポイント( $y_{11}$ )、目標ポイント( $y_{12}$ ))※)

注： 成果目標として、それぞれ3年後の達成を目指した数値を定めるとともに、応募時点において、当該目標の達成が見込まれる、実現性の高い数値を設定する必要がある。

- ② 事業対象面積ポイント( $y_{21}$ )
- ③ 都道府県ポイント (政策上の優先度ポイント( $y_{31}$ )、支援の必要性ポイント( $y_{32}$ ))

※ 成果目標ポイントにおいて、それぞれに設定されている上限以上の数値設定をしても、当該ポイントの上限値が付与されることとなりますので、ご留意願います。

- 本事業ポイントの各ポイントの上限値 <ポイント小計：40ポイント(上限値)>

- ①  $y_{11}$ ：10ポイント：直近年における応募者の対象品目の出荷量に係る契約取引面積が、50ha以上の場合

$y_{12}$ ：15ポイント：現状の出荷量に対する増加率が100%以上増加する場合

- ②  $y_{21}$ ：5ポイント：事業対象面積が、50haの場合

- ③  $y_{31}$ ：5ポイント：都道府県における政策上の優先度の1応募案件当たりの上限値

$y_{32}$ ：5ポイント：都道府県における支援の必要性の1応募案件当たりの上限値

- ポイントを算出する式等

- (1) 成果目標ポイント

ア 現況ポイント ( $y_{11}$ )

応募者の直近年における、加工・業務用野菜又は生食用野菜(対象品目)の出荷量に係る契約取引面積(換算面積：ヘクタール)を  $x_{11}$ 、現況ポイントを  $y_{11}$  として、

50ヘクタール  $\leq x_{11}$  の場合  $y_{11} = 10$

10ヘクタール  $\leq x_{11} < 50$ ヘクタールの場合  $y_{11} = x_{11} / 5$

$x_{11} < 10$ ヘクタールの場合  $y_{11} = 0$

0ヘクタール  $= x_{11}$  の場合  $y_{11} = 0$

(0ヘクタール (=実績なし) とは、本事業の実施に当たり、応募者が、対象品目について、直近年に加工・業務用野菜又は生食用野菜の契約取引を行っていない場合が該当する。)

#### イ 目標ポイント ( $y_{12}$ )

現状の出荷量に対する増加率を  $x_{12}\%$ 、目標ポイントを  $y_{12}$  として、

100%  $\leq x_{12}\%$  の場合  $y_{12} = 15$

10%  $\leq x_{12}\% < 100\%$  の場合  $y_{12} = 3x_{12} / 20$

$x_{12}\% < 10\%$  の場合  $y_{12} = 0$

なお、現状の契約取引に係る出荷量がなしの場合は  $x_{12}$  は皆増になるため  $y_{12} = 15$

#### (2) 事業対象面積 ( $y_{21}$ )

事業対象面積 (ヘクタール) を  $x_{21}$ 、事業対象面積ポイントを  $y_{21}$  として、

$x_{21} \leq 50$ ヘクタールの場合  $y_{21} = x_{21} / 10$

(対象品目について、1年に複数回の作付けを行う場合、延べ面積で加工・業務用については  $x_{21} < 10$ ヘクタール、生食用については  $x_{21} < 5$ ヘクタールとなる場合は、補助要件を満たしていない。年1作の場合には、加工・業務用については  $x_{21} < 10$ ヘクタール、生食用については  $x_{21} < 5$ ヘクタールの場合も補助要件を満たしていない。)

#### (3) 都道府県ポイント ( $y_{31}$ 、 $y_{32}$ )

都道府県法人は①及び②のポイントを保有し、当該都道府県と協議の上、応募案件ごとに都道府県ポイントを配分することができる。(応募書類等の確認を機構が直接行う場合には、ポイントは機構が保有し、機構が当該都道府県の意向を聴取した上で、応募案件ごとに都道府県ポイントを配分する。)

ただし、都道府県協議が終了した段階で、応募書等に不備があることや補助要件を満たしていることが確認できない応募案件には、当該ポイントは配分されない。

##### ① 政策上の優先度ポイント ( $y_{31}$ )

都道府県法人は5ポイント(応募案件の2件目から1件追加するごとに1ポイント加算)を保有し、当該都道府県における優先度に応じて、当該ポイントの範囲内で政策上の優先度ポイント ( $y_{31}$ ) を、1応募案件当たり5ポイントを上限に、配分することができる。

##### ② 支援の必要性ポイント ( $y_{32}$ )

都道府県法人は応募案件ごとに5ポイント保有し、都道府県における野菜の生産振興の方針との合致の度合い、当該取組による成果が県内他産地に波及する見込み

があるか等の観点から、当該都道府県内における支援の必要性の度合いに応じて、支援の必要性ポイント（ $y_{32}$ ）を、1応募案件当たり5ポイントを上限に、1ポイント単位で付与することができる。なお、都道府県における野菜の生産振興の方針に即していないその他支援をすべきでない計画に対しては、「支援すべきでない」との意見を出すことができる。この場合、成果目標等のポイントにかかわらず、機構は当該応募案件を審査対象から除外することとし、その旨を応募する者に対して通知する。

### ○基本的な考え方

	(1) 成果目標	(2) 事業対象面積																							
	対象出荷期間における出荷量の増加																								
現況 ポイント (直近年)	直近年における応募者の対象品目の 出荷量に係る契約取引面積																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(<math>x_{11}</math>)</th> <th>(<math>y_{11}</math>)</th> <th>(<math>x_{21}</math>)</th> <th>(<math>y_{21}</math>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50ha 以上の場合</td> <td>10ポイント</td> <td>50ha の場合</td> <td>5ポイント</td> </tr> <tr> <td>30ha</td> <td>6ポイント</td> <td>30ha</td> <td>3ポイント</td> </tr> <tr> <td>10ha</td> <td>2ポイント</td> <td>10ha</td> <td>1ポイント</td> </tr> <tr> <td>10ha 未満</td> <td>0ポイント</td> <td>5ha</td> <td>0.5ポイント</td> </tr> <tr> <td>実績なし(0ha)</td> <td>0ポイント</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	( $x_{11}$ )	( $y_{11}$ )	( $x_{21}$ )	( $y_{21}$ )	50ha 以上の場合	10ポイント	50ha の場合	5ポイント	30ha	6ポイント	30ha	3ポイント	10ha	2ポイント	10ha	1ポイント	10ha 未満	0ポイント	5ha	0.5ポイント	実績なし(0ha)	0ポイント		
( $x_{11}$ )	( $y_{11}$ )	( $x_{21}$ )	( $y_{21}$ )																						
50ha 以上の場合	10ポイント	50ha の場合	5ポイント																						
30ha	6ポイント	30ha	3ポイント																						
10ha	2ポイント	10ha	1ポイント																						
10ha 未満	0ポイント	5ha	0.5ポイント																						
実績なし(0ha)	0ポイント																								
目標 ポイント (3年後)	現状の出荷量に対する増加率	(3) 都道府県の政策上の優先度、支援の必要性※																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(<math>x_{12}</math>)</th> <th>(<math>y_{12}</math>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上増加の場合</td> <td>15ポイント</td> </tr> <tr> <td>80%</td> <td>12ポイント</td> </tr> <tr> <td>60%</td> <td>9ポイント</td> </tr> <tr> <td>40%</td> <td>6ポイント</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>3ポイント</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>1.5ポイント</td> </tr> <tr> <td>10%未満</td> <td>応募不可</td> </tr> </tbody> </table>	( $x_{12}$ )	( $y_{12}$ )	100%以上増加の場合	15ポイント	80%	12ポイント	60%	9ポイント	40%	6ポイント	20%	3ポイント	10%	1.5ポイント	10%未満	応募不可	<p>① 政策上の優先度ポイント (<math>y_{31}</math>) 県法人ごとに5ポイント（応募1件追加ごとに1ポイント加算）の中から、優先度に応じて、1応募案件当たり最大5ポイントを配分できる。</p> <p>② 支援の必要性ポイント (<math>y_{32}</math>) 県の生産振興方針との合致の度合い等の観点から、1応募案件当たり5ポイントまで付</p>							
( $x_{12}$ )	( $y_{12}$ )																								
100%以上増加の場合	15ポイント																								
80%	12ポイント																								
60%	9ポイント																								
40%	6ポイント																								
20%	3ポイント																								
10%	1.5ポイント																								
10%未満	応募不可																								

	現状の契約取引面積がなしの場合は、増加率は皆増になるため15ポイント。	与できる。 ※ 計1案件当たり、最大10ポイント
--	-------------------------------------	-----------------------------

注1 (1)の現況ポイントにおいて、10ha未満である場合は、0ポイントになります。また、「実績なし(0ha)」とは、本事業の実施に当たり、応募者が、対象品目について、直近年に加工・業務用野菜又は生食用野菜の契約取引を行っていない場合が該当します。

注2 (1)については、計算式により小数点以下まで点数化されます。

注3 都道府県法人与都道府県との協議等を通じて、提出書類の不備があったり、補助要件を満たさないことが確認されれば、成果目標及び事業対象面積ポイントが高くても、採択されないの、ご注意ください。(このような場合、都道府県ポイントの配分対象になりません。)

## 【 加算ポイント 】

以下の計画等において本事業の活用を位置づけている場合は、本事業ポイントに加え、以下のとおりポイントを加算できるものとする。

- 加算ポイント = (z11 + z12 + z13 + z14 + z15)
- ・ z11 : 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち「生産事業モデル支援タイプ」に基づき策定した協働事業計画 (5ポイント)
  - ・ z12 : 水田農業高収益化推進計画 (5ポイント)
  - ・ z13 : スマート農業総合推進対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援に基づき策定した革新計画 (3ポイント)
  - ・ z14 : GFP グローバル産地形成計画 (3ポイント)
  - ・ z15 : 農福連携の推進 (3ポイント)



独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿  
(都道府県法人経由)

所在地  
応募者名  
代表者職位  
氏名  
(自筆)

印

令和3年度 端境期等対策産地育成強化推進事業応募書  
(兼応募に関する誓約書)

令和3年度端境期等対策産地育成強化推進事業公募要領(令和3年1月12日付け2農畜機第5258号。以下「公募要領」という。)12に基づき、別添のとおり関係書類を添えて承認申請します。

また、当団体(法人)は、端境期等対策産地育成強化推進事業(以下「本事業」という。)への応募にあたり、下記について誓約いたします。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、事業実施計画の承認を取り消されたり、補助金交付申請書が書類不備のため機構に受理されなかったり、補助金の返還を命令されたり、その他当団体(法人)が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、事業実施に当たっては、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が実施する本事業の検証等に必要な調査に、全面的に協力し対応します。

記

- 1 持続的生産強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知)及び公募要領等関係規程、並びに地方農政局等、機構、都道府県法人その他の関係機関からの指示等を遵守するとともに、関係規程が改正された場合は、改正後の内容について理解のうえ遵守すること。
- 2 生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組及び作柄安定技術の導入のための取組を取組期間中適切に実施し、応募者の責において、事業実施に関する資料(公募に関する応募書類の写しや事業期間中の申請や報告等の提出書類の写し、取組を実施したことを証する書類等)の収集・保存・整理を確実に実施するとともに、事業期間中の申請や報告等の提出書類や機構等からの照会等に対し、期限を順守のもと、速やかに対応すること。

また、各期限までに機構への書類提出や照会への回答が行われなかった場合、採択に係る審査から除外されたり、補助金の交付を受けられなくなったりすることがあることを承知すること。

自主的に事業管理できる執行体制が構築され、1及び2の記載内容について確認した場合は、右欄にチェックマークを入れてください。	
---	--



## 事業実施計画

### 1 取組主体の概要

団体名及び 所在地	(団体名)	
	(所在地)	
代表者名		
担当者名	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

- (注) 1. 担当者は、本事業の実施及び会計手続等の窓口となる者を記載する。  
2. 関係書類として、適宜、根拠資料を添付すること。

### 2 取組期間及び対象品目

取組期間	令和3年度～5年度	対象品目	〇〇〇 (〇月～〇月)
		用途	

- ※「用途」については、加工・業務用又は生食用のいずれかを記載する。  
※「対象品目」については、対象出荷期間が定まっている品目は、品目名の後に  
出荷期間を記載する。

### 3 産地の現状・課題

(例) 〇〇の農業は、これまで、□□等の作物生産を主体とした農業生産が展開されており、〇〇年頃より、加工・業務用(又は生食用)〇〇の栽培を進めてきたところであるが、□□については……のような問題が生じており、〇〇等により産地の生産基盤を強化することが課題となっている。

(※ 記入例を参考に営農に関する現状(栽培作物・面積)、加工・業務用野菜(又は生食用)の生産状況、課題について具体的に記載すること。)

### 4 産地の取組(概要)

(例) 今後は、□□を……し、単位面積当たりの収量を増加させるとともに……していきたい。さらに……。

(※ 記入例を参考に本事業の実施を踏まえた今後の展開方法について記載すること。)

5 目標

指標項目	現状値(A) (令和〇年度)	目標値(B) (令和5年度)
ア:対象出荷期間における出荷割合の確保	〇〇.〇%	〇〇.〇%

指標項目	現状値(C) (令和〇年度)	目標値(D) (令和5年度)	成果目標
イ:対象出荷期間における出荷量の増加	〇〇.〇t	〇〇.〇t	〇〇.〇%増加
	換算面積	〇〇.〇ha	

- (注) 1. 各項目の数値の根拠資料として、関係書類を添付すること。(現状値は、原則として計画策定時の直近のデータを記載することとし、直近のデータを採用できない場合、関係書類として理由書を提出すること。)
2. 各項目の数値は、小数点第2位を四捨五入する。
3. 換算面積は、「6 対象契約の計画」に記載している「単収」を使用して算出した面積とすること。

6 対象契約の計画

		現状 (令和○年度)	1年目 (令和3年度)	2年目 (令和4年度)	3年目 (令和5年度)
相手方の業態 *該当する業態の□に✓を入れて下さい。		<b>【加工・業務用】</b> <input type="checkbox"/> カット事業者 <input type="checkbox"/> 弁当・総菜 <input type="checkbox"/> 飲料 <input type="checkbox"/> 給食 <input type="checkbox"/> 調味料 <input type="checkbox"/> 外食 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<b>【加工・業務用】</b> <input type="checkbox"/> カット事業者 <input type="checkbox"/> 弁当・総菜 <input type="checkbox"/> 飲料 <input type="checkbox"/> 給食 <input type="checkbox"/> 調味料 <input type="checkbox"/> 外食 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
		<b>【生食用】</b> <input type="checkbox"/> 小売店 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<b>【生食用】</b> <input type="checkbox"/> 小売店 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
契約期間		令和○年○月 ～令和○年○月			
数量契約の場合	契約数量 (t)	○○.○ t			
	換算面積 (ha)	○.○ha			
	契約数量のうち対象出荷期間における契約数量 (t)	○○.○ t			
面積契約の場合	契約面積 (ha)	○.○ha			
	契約面積のうち対象出荷期間における契約面積 (ha)	○.○ha			

単収	kg/10a
----	--------

- (注) 1. 契約方法に合わせて契約数量又は契約面積（小数点第2位を切り捨て、ha 単位で記載する。）の該当する方を記載する。
2. 現状の数値は、原則として計画策定時の直近のデータを記載する。
3. 数量契約の場合、換算面積（小数点第2位を切り捨て、ha 単位で記載する。）は、契約数量を、単収で除して記載する。
4. 単収は、原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な単収又はこれに準ずる単収とする。
5. 関係書類として、適宜、根拠資料を添付すること。

7 補助金所要額

事業対象面積 (ha)	単価 (万円/10a)	補助金額 (円)	備考
〇.〇ha	15	〇円	

8 事業内容 取組期間（令和3年度～令和5年度）

① 生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組			
対策項目	取組内容	事業ほ場面積	
ア 事業ほ場の設定		1年目	〇.〇ha
		2年目	〇.〇ha
		3年目	〇.〇ha
イ 実需者等との一定期間の事前契約の締結		1年目	〇.〇ha
		2年目	〇.〇ha
		3年目	〇.〇ha
ウ 新規作型の導入		1年目	〇.〇ha
		2年目	〇.〇ha
		3年目	〇.〇ha
エ 生産コストの低減		1年目	〇.〇ha
		2年目	〇.〇ha
		3年目	〇.〇ha
オ 流通コストの低減		1年目	〇.〇ha
		2年目	〇.〇ha
		3年目	〇.〇ha
カ トレーサビリティシステム等の活用		1年目	〇.〇ha
		2年目	〇.〇ha
		3年目	〇.〇ha
キ 出荷量の安定に向けた取組		1年目	〇.〇ha
		2年目	〇.〇ha
		3年目	〇.〇ha

- (注) 1. 取組内容欄には、取組方法及び使用資材等を記載する。  
 2. 事業ほ場面積欄には、当該取組が行われる面積を記載する。  
 3. 1つの対策項目において、複数の取組を行う場合は、取組内容ごとに記載する。

② 作柄安定技術の導入のための取組

対策項目	1年目		2年目		3年目	
	取組内容	事業ほ場面積 (ha)	取組内容	事業ほ場面積 (ha)	取組内容	事業ほ場面積 (ha)
a 土層改良・排水対策						
小計	〇.〇〇ha		〇.〇〇ha		〇.〇〇ha	
b 病虫害防除・連作障害回避対策						
小計	〇.〇〇ha		〇.〇〇ha		〇.〇〇ha	
c 地温安定・保水・風害対策						
小計	〇.〇〇ha		〇.〇〇ha		〇.〇〇ha	
d 土壌改良資材施用						
小計	〇.〇〇ha		〇.〇〇ha		〇.〇〇ha	
事業ほ場面積 (実面積)	〇.〇ha		〇.〇ha		〇.〇ha	

- 注：1. 取組内容欄には、取組方法及び使用資材等を記載する。  
 2. 事業ほ場面積欄には、当該取組が行われる面積を記載する。  
 3. 1つの対策項目において、複数の取組を行う場合は、取組内容ごとに記載する。  
 4. 事業ほ場面積（実面積）欄は、小数点第2位を切り捨て、ha単位で記載する。



ほ場内容

No	事業参加農家名	事業ほ場の所在地(地番)	取組年次	事業ほ場面積(ha)	取組																備考																																
					①生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組								②作柄安定技術の導入のための取組																																								
					ア		イ	ウ		エ		オ		カ	キ	a		b		c		d																															
					内容	年月		内容	年月	内容	年月	内容	年月			内容	年月	内容	年月	内容		年月	内容	年月																													
1			1年目		※ このマスキング部分は、実績報告書又は実施状況報告書等の提出の際に記載して下さい。																																																
			2年目																																																		
			3年目																																																		
2			1年目																		※ このマスキング部分は、実績報告書又は実施状況報告書等の提出の際に記載して下さい。																																
			2年目																																																		
			3年目																																																		
3			1年目																																		※ このマスキング部分は、実績報告書又は実施状況報告書等の提出の際に記載して下さい。																
			2年目																																																		
			3年目																																																		
事業ほ場面積(実面積)				〇.〇 ha	※ このマスキング部分は、実績報告書又は実施状況報告書等の提出の際に記載して下さい。																																																

- (注) 1. 事業参加農家名欄には、事業に参加する農家全員をほ場ごとに記載する。(地続きの場合は複数のほ場をまとめて記入することも可) また、記載欄が不足する場合、様式に記載欄を追加して記載する又は、別紙において一覧表を作成し添付することも可能とする。
2. 事業ほ場の所在地欄には、番地まで記載する。
3. 事業ほ場面積欄には、当該取組が行われる面積(小数点第3位を四捨五入し、ha単位で記載する。)を記載する。
4. 期間中に1つのほ場で対象品目を複数回作付する場合には、ほ場の実面積を記載する。
5. 事業ほ場面積(実面積)欄には、小数点第2位を切り捨て、ha単位で記載する。
6. 関係書類として、適宜、根拠資料を添付すること。

# 契約内容確認書

端境期等対策産地育成強化推進事業の対象とする契約取引の内容等

採択年度 (契約年度)	令和 3 年度 (令和 年度分)			
対象品目名	(品目名)	〇〇〇 (〇月~〇月)		
	(用途)	〇〇〇 *「加工・業務用」又は「生食用」のいずれかを記載		
契約期間 (注1)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
契約方法 (注1)	契約数量	〇〇.〇 t	契約面積	〇〇.〇ha
加工形態 (注2)				
契約が大幅に増加する理由 (注3)				
備考 (注4)				

上記の内容に相違がないことを確認します。

令和 年 月 日

住所：  
取組主体名： 印

住所：  
(注5) 中間事業者名： 印

住所：  
実需者名： 印

- (注) 1. 契約書を取り交わしていない場合は、契約書に準ずるものとして、本様式を提出するものとする。  
事前契約の締結日(合意日)を記載すること。
2. (注1)については、契約期間が1年を超える場合は、様式に記載欄を追加して取組年度ごとの出荷期間、契約数量又は契約面積のいずれかを記載すること。なお、別紙において一覧表を作成し添付することも可能とする。
3. (注2)については、取組主体自らが対象品目を原料又は材料として使用することにより製造又は加工する場合に限り記載すること。
4. (注3)については、契約数量又は契約面積が過去の実績より大幅に増加している場合にあつては、その理由を明らかにした上で、輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないことを示すこと。
5. (注4)については、契約開始時期が出荷開始時期と異なる場合にあつては、「出荷開始時期は 年 月 日」などと記載すること。
6. (注5)については、中間事業者を経由する場合のみ記載するものとし、複数の中間事業者を経由する場合にあつては、記名欄を追加して全ての中間事業者を記載すること。
7. 取組主体、中間事業者及び実需者の順番は変えないこと。
8. 対象出荷期間が特定された品目については、目標年度に事業ほ場における契約取引の全体的出荷量のうち20%以上を対象出荷期間に出荷することに留意すること。

(別紙様式第3号)

### 端境期等対策産地育成強化推進事業に係る執行体制等について

#### 1 事業実施主体の概要

団体名		郵便番号 ・所在地	
代表者名			

注：団体概要が確認できる資料を、添付してください。

#### 2 事業担当者等氏名

	担 当 者			責 任 者			備考
	所属・職位	氏名	TEL・FAX・E-mail	職位	氏名	TEL・FAX・E-mail	
事業担当者	①						
	②						
経理担当者	①						
	②						

注1：①及び②には、それぞれ正副の担当者及び事業責任者を記入してください。

2：担当者等に変更があった場合は、速やかに都道府県法人を經由して機構まで報告してください。

### 3 事業執行体制

#### (1) 事業の実施体制

#### (2) 決裁経路

注1：組織及び職員配置表を添付してください。(囑託、臨時職員がわかるように特記)

2：常勤、非常勤役員との関係を明確に記載してください。

### 4 決裁権限規程等

### 5 取組主体について

取組主体の役員等（役員又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）でない場合は、右欄にチェックマークを入れてください。	
---	--

(別紙様式第4号)

文 書 番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿  
(都道府県野菜価格安定法人経由)

応 募 者 名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名  
印

端境期等対策産地育成強化推進事業における対象品目の都道府県知事特認について

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）に基づき、下記の内容のとおり申請します。

記

1. 協議する品目
2. 対象とする理由

(注) ・関係書類として、適宜、根拠資料を添付すること。  
・ばれいしょ、かんしょ及び生食用野菜は、対象外。

# 応募書等チェックシート

応募者名 (品目)	( )
--------------	-----

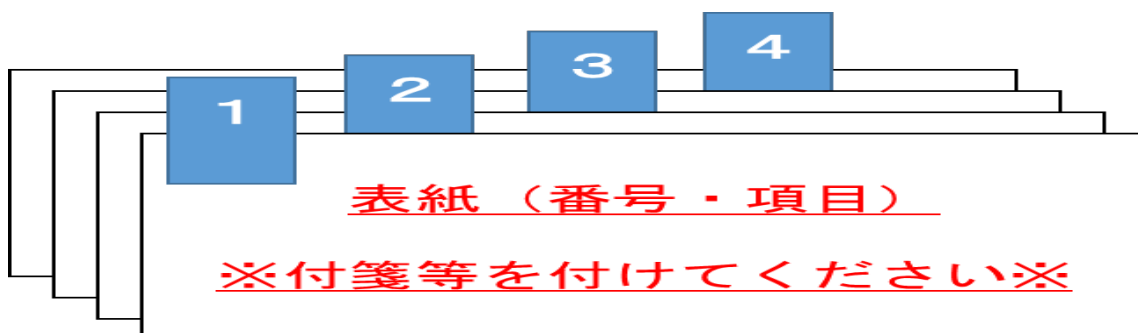
付箋番号	応募書類及び注意事項等	チェック欄 ※確認事項に「○」を記入 (非該当事項に、「/」を記入)		
		応募者	協会	機構
	◎ 応募者は、採択後の順調な事業展開を目指し、応募書類提出前に、都道府県協会や都道府県庁の他、事業参加農家などとの間において、当事業への応募・参加に係る協議や調整を行っているか。		/	/
1	◎ 端境期等対策産地育成強化推進事業応募書 (別紙様式第1号) (注) 応募者は、誓約内容を正確に理解のうえ、全ての内容を了承のうえ、代表者が自筆で署名しているか。			
2	◎ 事業実施計画 (別添) ● 「1. 取組主体の概要」関連： 次の団体の場合、『定款』が添付されているか。 また、事業参加農家が「5戸以上」であることが確認できる資料が添付されているか。 ( ①農業協同組合連合会、②農業協同組合、③農事組合法人、 ④農事組合法人以外の農地所有適格法人、⑤特定農業団体 )  ・ 応募者が、「その他農業者の組織する団体」に該当する場合、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるか(資金使途に係る議決や総会開催、補助金の区分経理他、規約に基づいた運営を行い、その記録を保管願います。)			
3	● 「1. 取組主体の概要」関連： 『決算書類』が、添付されているか。 (注) 取組主体の直近年の経営状況について、原則として経常損失を計上していないか。かつ、直近の決算において債務超過となっていないか。 (※ 上記状況の場合、事前に都道府県協会にご相談ください。)			
4	● 「1. 取組主体の概要」関連： 次の団体の場合、組織体制図が、添付されているか。 ( ①農業協同組合連合会、②農業協同組合、③農事組合法人、 ④農事組合法人以外の農地所有適格法人、⑤特定農業団 )			
5	● 「1. 取組主体の概要」関連： 取組主体が農業者の組織する団体の場合、代表者又は事業参加農家が、事業を適確かつ円滑に実施するに足る財産的基礎(150万円以上)を有していることを証する書類(令和2年1月1日以降に作成された財産目録、貸借対照表、収支計算書又は預金通帳の写し等)が添付されているか。			

6	<p>●「5. 目標」関連のうち、ア 対象出荷期間における出荷割合の確保：          目標年度において、契約取引の全体的出荷量のうち、20%以上を対象出荷期間に出荷しており、現状値と目標値の根拠が、添付されているか。          (現状値の根拠(※1)及び目標値の実現性・妥当性等(※2)の根拠資料が、添付されているか。)</p> <p>※1 現状値設定時期の妥当性(直近値を採用できない場合の合理性等)について、明らかにすること。</p> <p>※2 目標達成が、事業参加の前提ですので、的確・適切な目標割合を設定してください。          (なお、目標割合を達成できなかった場合、機構理事長が改善計画を提出させるなどの措置が講じられる場合があることに留意してください。)</p>			
7	<p>●「5. 目標」関連のうち、イ 対象出荷期間における出荷量の増加：          成果目標の現状値と目標値の根拠が、添付されているか。</p> <p>※1 現状値設定時期の妥当性(直近値を採用できない場合の合理性等)や、目標設定の範囲・対象(事業参加農家だけなのか、取組主体総体なのか)について、明らかにすること。</p> <p>※2 目標達成が、事業参加の前提ですので、的確・適切な目標数量を設定してください。          (なお、目標数量を達成できなかった場合、機構理事長が改善計画を提出させるなどの措置が講じられる場合があることに留意してください。)</p>			
8	<p>●「6. 対象契約の計画」関連：          栽培出荷計画(生育ステージ及び出荷期間が分かるもの)が、添付されているか。          (注) 対象品目が、1年に複数回作付けを行うものである場合、そのことが明示されていること(延べ面積計算の根拠となることに留意)。</p>			
9	<p>●「6. 対象契約の計画」関連：          都道府県別平均単収根拠が、添付されているか。          (注) 契約数量を面積換算する場合、取組主体が所在する都道府県の単収又はこれに準ずる単収にて、算出すること(※ 応募者の単収を用いてはならない)。</p>			
/	<p>●「7. 補助金所要額」関連：          対象品目が、1年に複数回作付けを行うものである場合、備考欄に『延べ面積：●●.●(ha)』が、記載されているか。          (注) 対象品目が1年に複数回作付けを行う場合は、当該複数回作付けされる延べ面積が、加工・業務用については10ha以上、生食用については5ha以上となっているか確認。</p>			
/	<p>●「8. ①生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組」関連：          「エ 生産コストの低減」及び「オ 流通コストの低減」：取組内容を実施することで、コスト低減が図れることが前提ですので、事業期間中の状況変化に合わせ、見直すことが可能か。</p>			
/	<p>●「8. ①生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組」及び「②作柄安定技術の導入のための取組」関連：          1つの取組事項で、複数の対策での重複登録をしていないか。          (注) ・ 項目ごとに、取組を設定してください。          ・ ②作柄安定の取組においては、それぞれ1年目：「3つ」、2年目：「2つ」、3年目：「1つ」以上の設定をしてください。</p>			
/	<p>●「8. ②作柄安定技術の導入のための取組の別添 ほ場内容」関連：          事業ほ場の確認資料が、添付されているか。          (注) ・ 登録ほ場の所在地と事業ほ場面積が確認できる農地基本台帳の写し等。なお、当該資料を地図で代用する場合には、当該地図に、ほ場内容の事業参加農家名欄の番号が明示されていることが必要。          ※ 番号が不鮮明なものは却下(都道府県協会は、地図での提出があった場</p>	/	/	/

	合は、ほ場番号が明示されているもののみ、受理してください。		
	・ 登録ほ場が複数のページに亘る場合、ほ場内容の途中で見切れ（ページの縦断）が発生していないか。		
1 0	◎ 「事業に係る執行体制等について」（別紙様式第3号） ● 応募者の団体概要が確認できる資料（団体パンフレットや、HP、登記事項証明書の写しなど）が、添付されているか。		
1 1	● また、組織体制が確認できる資料（組織図、職員配置表等）が、添付されているか。 （付箋番号4（体制図関連）の資料との共用可。その場合は、4と11の両方を付箋）		
※	◎ 都道府県知事特認について（別紙様式第4号） ※ 該当計画のみ提出 ● 12の（2）のイの（オ）に定める根拠資料（重要性と有効性）が、添付されているか。		

	◎ 応募書類に不足がなく、以下の番号と項目を付した、表紙と付箋を貼付されているか。 （注）応募者は、上記応募資料において、①該当番号と項目を付した表紙を添付のうえ、②該当番号を記した付箋（インデックス）を、表紙に貼付してください。 ※ 都道府県協会は、①と②が確認できた応募書類についてのみ、受理してください。 【●付箋番号】 ・ 応募案件の事業実施計画が、基本計画である案件： 1～11 ・ 応募案件の対象品目が、知事特認品目である案件： 1～11と※  ※の必要性について、必ず吟味してください。		
--	---	--	--

	◎ 都道府県法人は、応募書等の内容について、都道府県との協議を行ったか。 （注）「事業実施計画の確認」に当たり協議を行うこと。 ・ 応募書類に不備・不足はないか、事業要件を満たしているか ・ 都道府県における野菜の生産振興の方針に反していないか ・ 需給ガイドラインとの整合性を確認したか ・ 取組の妥当性や支援の必要性、政策上の優先度の協議 など		
--	---	--	--





番号	1 取組主体			2 対象品目	5 目標								7 補助金所要額				都道府県ポイント			加算ポイント						備考
	①	②	③		成果目標								⑨		⑩		⑪			⑫ 該当する計画等の下に表記するポイントを入力						
	都道府県名	市町村名	応募者名	④ 対象品目	⑤ 換算面積(現状値)	ha	⑥ 現状値(C)	t	⑦ 目標値(D)	t	⑧ 増加率 ⑦/⑥	%	事業対象面積	ha	補助金所要額	円	政策上の優先度(A)	支援の必要性(B)	合計(A+B)	強い農業5P	水田農業5P	スマート農業3P	グローバル3P	農福連携3P	合計	
1					ha		t		t	#####	%		ha		円			0						0		
2					ha		t		t	#####	%		ha		円			0						0		
3					ha		t		t	#####	%		ha		円			0						0		
4					ha		t		t	#####	%		ha		円			0						0		
5					ha		t		t	#####	%		ha		円			0						0		